

発行 (社) 愛知建築士会名古屋西支部  
編集 広報専委員会

愛知県清須市西枇杷島町南六軒37

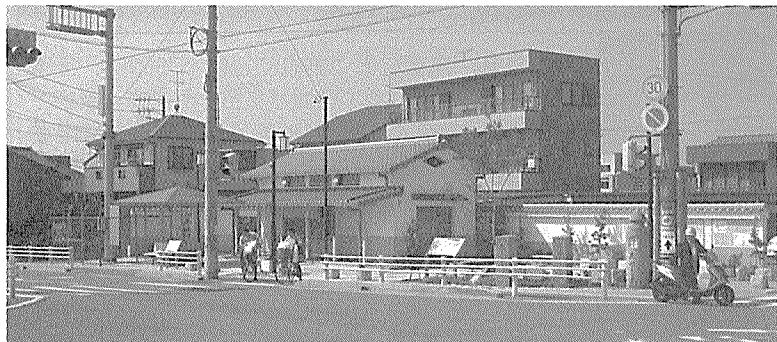
みのじの館内

TEL(052)502-0938 FAX(052)502-0939

印刷所 株式会社 ウエルオン TEL(052)732-2227

# 新川橋橋詰ポケットパーク完成

美濃路まちづくり推進協議会 吉井 鑑造



前号でお知らせした新川橋橋詰ポケットパークが10月中旬に完成しました。建設途中に施工会社が民事再生法の申請をするという、不測の事態に会い、当初の9月末竣工が2週間ばかり遅れました。それでも、10月9日の清須市「夢 ウォーカー みのじ」(清須市商工会連合会主催)には、完成直前のポケットパークを開放し、休憩所として、お茶無料サービスやトイレ利用に活用されました。当日のウォーカリーは名鉄協賛で、約3千人が西枇杷島橋詰神社から清洲城を目指し、美濃路を切れ目なく、歩いていました。ポケットパークではトイレ利用のため、行列が絶えませんでした。当初の公衆便所設置はかないませんでしたが、こうして、イベントにトイレ利用ができる施設がこの地に設けられたことは意義深いことと実感しました。

この公園は、史跡公園でもあります。日本瓦葺きの堀には、3枚の説明板が設置されています。美濃路に近い右端には、私達協議会が文章と美濃路概念図を作成した、「美濃路の歴史」が掲げられ、中央には新川開削にいたるいきさつや、完成までの苦難の経過が記された説明板、左端には平成12年9月の「東海豪雨による新川の決壊」の説明板が設置されました。また、新川堤防内にあった「新川開削者頌徳碑」もこの新川開削説明板の前に据えられ、誇らしげに建っています。新川橋西詰道標はかつてこの場所に置かれていたものを、復元しました。津島街道道標と常夜灯を兼ねており、清須五条橋の親柱を利用したものです。今回、照明器具を組込み常夜灯の役割も復元しました。その他、旧新川橋親柱や、津島街道道標(1788年建立)も据えられ、さながら新川の歴史資料園のようです。素晴らしい施設の完成が美濃路の活性化に大きく貢献してくれることを期待しています。



**第6回 夢のらくがき児童絵画コンクール**  
(社)愛知建築士会 青年部 主催

名西支部賞

★「もう一つの日本」  
児玉 知也(2年)

佳作 「太陽の家」  
石原 佳奈(6年)

佳作 「鳥の家」  
小鹿 幸帆(4年)

佳作 「開け、未来の都市」  
瀧本 美月(5年)

佳作 「森のあそびば」  
橋本 昇祐(2年)

佳作 「せかいりょう」「メルヘンチックな  
未来」  
森川 光紗恵(6年)

佳作 「天空の都市」  
延田 凌(6年)

**ドームからテントまで**  
—世界中で大空間構造物にチャレンジ—

太陽工業株式会社

東京(03)3714-3331・名古屋(052)541-5111・大阪(06)306-3111  
札幌・仙台・広島・福岡・アメリカ・台湾・シンガポール・ドイツ

インターネットアドレス <http://www.taiyokogyo.co.jp>

**百瀬測量登記事務所**

土地建物の測量・調査・登記申請

〒452-0044 西春日井郡西枇杷島町南六軒町13番地 TEL(052)501-5686

(みのじの館より東へ徒歩1分) FAX(052)501-5689

土地家屋調査士 百瀬 静

土地家屋調査士 百瀬 真代

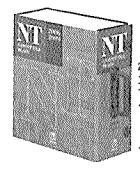
BX

文化シャッター株式会社  
中部支社 営業推進部  
愛知県名古屋市東区泉1-9-22  
名古屋BXビル4階 〒461-0001  
電話 052-955-2231  
FAX. 052-955-2551  
<http://www.bunka-s.co.jp>

機能やメンテナンス性に加えて、  
デザインにこだわるなら  
こだわりのクオリティ、  
サンゲツの  
カーペットタイル



2006-2009  
カーペットタイル  
グラフィック



2006-2009  
カーペットタイル  
フレーム

SANGETSU <http://www.sangetsu.co.jp> 本社/名古屋店 TEL:052-564-3111 名古屋ショールーム TEL:052-564-3225



ここ3~4年、プランターで家庭菜園しています。きっかけは、生バジルが欲しかったから。狭いマンションのベランダの限られたスペースに並べることができるプランターは、長さ40cmほどのものが5つ。ここでバジル・大葉・パセリ・ミニトマト・葉味ネギに挑戦。この中で葉味ネギだけは、育つ量に比べて消費量の方が多い、結局買い足すこととなり1年目でリタイヤ。後の4品目は、そこそこ家計の足し?になっています。中でも1番のお気に入りは、きっかけとなったバジル。最初はもらった種で。そこから毎年我家産のバジルが続いています。必要なものは、朝夕の水。そしてたっぷりの太陽。これら辺イタリアっぽいでしょう!! ざるに一杯のバジルの葉が穫れたらそのままピザ・パスタにはもちろんですが、私は、バジルオイルを作ります。本格的には松の実や塩を入れるらしいのですが、私流は至ってシンプルにバジルとオリーブオイルのみ。フードプロセッサーで1分、これだけ。すぐ使う分は冷蔵庫で、保存用は冷凍保存します。パスタ・ピザにはもちろん、野菜炒め。ドレッシング・オムレツと、いつもの料理が、たちまち本格イタリアンになるから素敵です。冷凍したオイルは薄く板状に冷凍してパキパキ割って使うのが便利。X'masには、トマト缶と混ぜて塩胡椒すれば立派にピザソースとして大活躍。最後に私のお気に入りのパスタ料理は、クルミとベーコンのバジルスパ。ニンニクと唐辛子をオリーブオイルで炒め次にクルミとベーコンを。最後にバジルオイルとアルデンテに茹でたパスタを加えて塩胡椒で味を調えたら出来上がり。シンプルだけどとってもイタリアン!! ですよ。

## わたしのおすすめ プランターで家庭菜園

鏡 京子

ジルとエキストラヴァージンオリーブオイルのみ。フードプロセッサーで1分、これだけ。すぐ使う分は冷蔵庫で、保存用は冷凍保存します。パスタ・ピザにはもちろん、野菜炒め。ドレッシング・オムレツと、いつもの料理が、たちまち本格イタリアンになるから素敵です。冷凍したオイルは薄く板状に冷凍してパキパキ割って使うのが便利。X'masには、トマト缶と混ぜて塩胡椒すれば立派にピザソースとして大活躍。最後に私のお気に入りのパスタ料理は、クルミとベーコンのバジルスパ。ニンニクと唐辛子をオリーブオイルで炒め次にクルミとベーコンを。最後にバジルオイルとアルデンテに茹でたパスタを加えて塩胡椒で味を調えたら出来上がり。シンプルだけどとってもイタリアン!! ですよ。



## ソフトボール大会

鏡 哲也

平成18年9月3日(日)、第32回支部対抗ソフトボール大会が豊田市の越戸公園で開催されました。当日は快晴で抜群のソフトボール日和。

名西チームは尾野好之監督、牛田信彦、内田秀樹、原田浩、徳力真治、鏡哲也、またその家族でチームをつくっていざ試合へ! 第一試合は瀬戸支部チームとの対戦。接戦と苦戦の末、8対7で勝利しました。

## 家族親睦会

伊藤 恒利

8月27日(日)、名古屋西支部青年部会の家族親睦会「サンドブラスト・風鈴絵付け体験」が、瀬戸市にあるバルト工房にて7家族19名の参加で開催されました。

まずは工房に集合して、ガラス作品に囲まれながらの昼食。自分がこれから作る作品のイメージを膨らませながら、会員同士の会話を弾みました。

風鈴絵付けは、定番の形から猫や蛙などユニークな形まで様々な種類の中から選択して、カラフルな絵の具で絵付けをし、個性的な風鈴の出来上がり。



低学年の子供たちも真剣に取り組みました。

サンドブラストは、ガラスコップにビニールテープを巻いて絵柄を書き、カッターナイフで絵柄を取ったところを砂で削って浮かび上がらせるというもの。コップの曲面を彫るのに四苦八苦しながらも、出来上がったオリジナルのコップに皆さん満足気な顔でした。

今回も「モノづくり体験」を通じて、大人から子供まで本当に楽しく盛り上がりました。

次回もまた、多くの皆様の参加をお待ちしております。

## 株式会社 ムラテ 様 創業50周年

この会報に広告協賛をして頂いております(株)ムラテ様の「創業50周年記念感謝のつどい」が11月8日、ウェスティンナゴヤキャッスルに於いて招待者350名で盛大に催されました。村手社長の誠実な人柄、不焼不屈の精神、そして優秀な社員の皆さんの努力により今日に至ったと思います。又、代表取締役・村手幹雄様が産業功労者として愛知県知事表彰を受けられ2重の喜びとなりました。(株)ムラテ様の更なるご隆昌と村手様御夫婦のご健勝をお祈りいたします。

## 住宅リフォーム・リニューアル工事、耐震補強工事

集合住宅・ビル・マンション・一般住宅・倉庫・工場・営業店舗

豊かな環境を創造する

 株式会社 ムラテ

テレビ愛知毎週土曜PM6:30

「遊びに行こう!」CM提供中

URL <http://www.murate.com/>

〒453-0861 名古屋市中村区岩塚本通1-51 TEL052-411-8111 FAX052-413-1036  
津島(営) TEL 0567-31-0780 名岐(営) TEL052-400-1291

補強効果が確認できる!!

## 動的耐震診断

実際に家を揺らして耐震性を評価

サンエース 株式会社

(パワーガード普及協会正会員 No.1506)

〒452-0834 名古屋市西区木前町98

TEL. 052-509-7388 FAX. 052-504-1516

E-mail. taishin@sunace-japan.co.jp

## 名古屋西支部 新入会員紹介

H18. 10. 3

地区	氏名	生年	自宅住所	自宅TEL	勤務先
中村	宮川 和利	S36	〒492-8075 稲沢市下津町落口1	(0587) 32-3236	(株) エムジー・ホーム
中村	加藤 雅彦	S35	〒491-0903 一宮市八幡2-8-7	(0586) 43-4896	(株) エムジー・ホーム
西	伊藤 幸元	S24	〒453-0838 中村区向島町4-18-4	411-4370	(株) 浦野設計
西	上田 英治	S56	〒451-0042 西区那古野2-2-16 フォルグラント那古野703	582-9888	(株) 犬飼設計
中村	土田 実	S37	〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通り5-15-2	(058) 264-7257	大成建設(株)
北名古屋	柴田 雅弘	S49	〒481-0011 北名古屋市高田寺起返19	(0568) 26-4118	(有) 柴田工務店
西	原 宏芳	S19	〒487-0005 春日井市押沢台4-16-18	(0568) 92-6590	(株) 浦野設計
西	大野 恭裕	S30	〒490-1105 海部郡甚目寺町新居上古川7-2 スカイハイツ甚目寺L101	(080) 1472-8410	名古屋セキスイ ファミエス(株)
中村	渡邊 靖夫	S21	〒450-0003 中村区名駅南1-5-4	582-6833	近鉄住宅管理(株)
西	石切山佳彦	S56	〒452-0808 西区宝地町186-1	(090) 2133-8636	クラ設計
西	鏡 京子	S39	〒451-0061 西区浄心1-1-6 シティファミリー浄心911	521-2243	(株) TKアーキテクト
中村	山本 利夫	S23	〒470-2103 知多郡東浦町石浜平池上77	(0562) 84-0262	(株) 新構造企画

## 学生のコラム

### 私ができる事

名古屋モード学園  
ファッションインテリア学科  
桑田 裕子



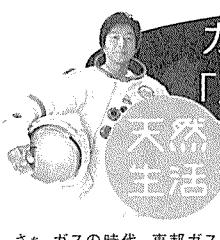
学校で出された課題をこなしている毎日の中で、最近強く感じことがあります。店舗のデザインをしたり、住宅のデザインを考えたりしても、今私が生み出す作品は課題に過ぎず、実現はしないということ。いくつも作品が出来上がっていかで、むなし気持ちはありました。しかし、ターゲットを設定することで、いつも私の気持ちは変わっていきます。それは、そのお店に来るお客様の事、その家に住む家族の事を考え、気持ちや伝えたい事を表現することです。そんなことを考えていると、自然に作品の形が浮かびあがってきます。デザインとは、そこに人が居てはじめて完成されるということ、人を思う気持ちを形にすることが私たちのすることなのだと、再認識することが出来ます。今私が紙の上で表現している作品は、想像であり、まだ実現させることはできませんが、そこにいつも人が存在していることを、これからも伝え続けたいと思います。私のデザインを見たり、感じたりした人たちに、豊かな気持ちになってもらえたたらと考えながら、今も数々の課題に取り組み、創造する毎日をおくっています。こうして、人を思いやったデザインを心がけることは、私のモットーとして、社会に出てからも忘れることなく持ち続けたい気持ちです。

## ★ ★ ★ 山歩き同好会 ★ ★ ★



めいせい  
山歩き同好会  
鈴鹿入道ヶ岳登山  
2006.11.3

## ガス・マイホーム発電 「エコウィル」好評発電中。



ガスから「電気」と「熱」を生み出す。  
エコウィルではじまる、21世紀型エネルギーライフ。  
光熱費が年間約35,000円お得! ※当社試算額  
さあ、ガスの時代。東邦ガス 東邦ガス 北部支社 TEL 0568-73-2472



## 建築基準法解説シリーズ

### 令第46条の解説

解説担当 馬場 富雄

先回は耐力壁の解説の前段として、市街地建築物法と建築基準法との親子関係についてお話し致しましたが、今回はその中味の解説にはいります。例によつて令第46条第4項の条文を掲げます。

#### 第46条

第1項  
第2項  
第3項  
第4項

階数が2以上又は延べ面積が50m<sup>2</sup>を超える木造の建築物においては、第一項の規定によって各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組を、それぞれの方に向につき、次の表一の軸組の種類の欄に掲げる区分に応じて当該軸組の長さに同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計が、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあっては、当該物置等の床面積及び高さに応じて国土交通大臣が定める面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、表二に掲げる数値のそれより1.5倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面から高さが1.35m以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上となるように、国土交通大臣が定める基準に従つて設置しなければならない。

表 省略

(解説) 非常に長い文章です。一読ただけでは、さっぱり理解できません。丁度よい機会ですので、少し脱線しますが、この事についてお話をしたいと思います。建築基準法令の中には、非常に解り易く明快な箇条方式になつてゐる場合と、一見理解しにくい長文方式が混ざり合つています。なぜ解り易い箇条方式に統一出来ないかと思われるのも無理はありません。しかしこれにはやむを得ない事情があります。皆様すでに御承知の通り建築基準法は昭和25年11月に制定されまして、その後56年を経過しました。その間建築界の発展で新技術、新用途、新公害と次から次へと事情が変り、その度毎にこの法律も次から次へと対応したものをつけ足してゆくことになつてしまつました。その結果御多分にもれず、つぎはぎだらけとなり昭和25年の制定当時の原形をとどめない程の状態になつております。最近「もうやめてくれ、一度御破算にして新しい法律文を作り直してくれ」という声もかなり大きくなつきました。なぜこんなお話をしたかと申しますと、これが箇条方式と長文方式が混合する原因なのです。すなわち法令改正、追加等は長年に渡つて何回か行つてきたものですから、その度毎、度毎に建設省（現国土交通省）が法改正、追加等の立案をします。そして国の法務の担当者の承認を受け、初めて国会の議案として提出されるのです。その法務の担当者は三年か四年毎で人事移動しますので法令改正、追加を持上げる度に担当者の顔が変わつてゐるのです。小泉前首相が「人生いろいろ」といつて皆を笑いに誘つたのですが、たしかに「人間の性格もいろいろ」で箇条方式の好きな方と、長文方式の好きな方とがおみえになるのです。箇条方式で案を持っていても長文方式に訂正させられることが、ままあるのです。私の現役中の思い出ですが、大阪の千日デパートの大災害（1972年死者116人）を受けて令第112条（防火区画）に堅穴区画の規制が新設された時の事です。最初建設省から届いた案は箇条方式となつておらず、かなり解り易かったのですが、実際に法務の担当者を通つてきたものを見て、びっくりしました。ものすごい長文方式で一読ただけでは何が書いてあるか、さっぱり解りませんでした。皆さんお暇なときに令112条第9項を国語の勉強のつもりで読んでみて下さい。文章が切れずに、だらだらと続くのです。ある弁護士の方がこれを読んで「こんな難解な文章は他の法律にないよ！」とまで言わされました。あとで建設省の方から聞いた話ですが法務の担当者と打合せた結果、そのようになつてしまつたところでした。

とでした。ではなぜ解り易いように訂正しないかと申しますとその必要はないのです。要するにどんな表現方法でも一度その内容を理解してしまえばそれでよいのです。毎日毎日苦しむ訳ではありません。かなり脇道にそれていきましたが、ここで条文の内容に戻ります。この第4項の長文を解り易く箇条書にしますと次のようになります。

- ① 平家建で50m<sup>2</sup>以内のものは適用除外とする。
- ② 壁、屋根の重たいものと、屋根の軽いものに分けて、それぞれの耐震壁の必要量を定める。
- ③ 風圧による耐震壁の必要量を算出し地震時のそれよりも必要量が大なるときは風圧による必要壁量を採用する。

紙面の都合で今回は①の説明のみとします。②については「めいせい」第49号、③については「めいせい」第50号でくわしく解説する予定です。それでは①について説明します。この木造の構造規定で適用除外のことを定めているのは令第40条の「茶屋、あずまや等、10m<sup>2</sup>以内の物置、納屋等」（めいせい第15号で解説）と今回の令第46条第4項だけです。なぜ①のように決めたかを知るには昭和25年当時にこの法律案を作成した担当者のメモでもあればはつきりするのですが私は存じません。それで私なりに推理すると当時の社会情勢としては敗戦の昭和20年より5年を経過し経済成長がやっと始まりかけた頃でした。住宅に関しては資材統制も解除されて狭小住宅（15坪以下）は造られなくなつてきました。そこで法律の立案者は15坪を越える面積の建物に適用したのではないかと思います。15坪は平方メートルに直しますと15坪×3.3m<sup>2</sup>=49.5m<sup>2</sup>となり、約50m<sup>2</sup>となります。この50m<sup>2</sup>という数値は学術的にも説明できることはありません。50m<sup>2</sup>は正方形に直すと一辺が約7mとなります。建物ですから四面全部壁となり壁の張り間方向、けた方向はそれぞれ14mとなります。出入口とか窓とかありますので、その分と筋かいを入れていない部分の壁長の低減を考えても全壁長の40%減位でよいと思います。故に14m×0.6=8.4mとなり面積1m<sup>2</sup>当たりの壁長は840cm÷49m<sup>2</sup>=17.1となり丁度規制値15近くの値で満足します。同じ考え方で面積を40m<sup>2</sup>、30m<sup>2</sup>と小さくして計算していくと更に安全側になっていきますので50m<sup>2</sup>以内は規制を考える必要がないということになります。

(以下次号)

#### 編集後記

毎回、第1面は硬くなりがちな記事内容なので、今回は児童絵画コンクールの欄を大きく採りました。そして共通事項として、極力余分な線を無くしました。編集委員会が終了しても、さらに45分程超過して段取り作業を終えました。些細なことでも、「少しでも読み易さにつなげたい」と考えています。どうか皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

N・M

#### 春 夏 秋 冬 ⇒ 姉歯事件

初めて姉歯事件が明るみに出てから一年以上が経過しました。事件の影響は皆様ご存じの通り、建築界にとってこれまでにない激震をもたらしました。結局のところ、事件そのものは姉歯の一人芝居だったようですが、審査のありかたなど様々な問題を我々に与えてくれました。建築の仕事は性善説になりたっているとか、それではい

けないとか色々言われましたが、私は建築士というものは弁護士等と同様に依頼者との信頼関係で成り立つ職業だと思っています。私も数多い建築士の方と知り合っていますが、一人として姉歯のようなものはいません。こういった事件が起きたと世間は氷山の一角のようにとらえますが、ことこの事件に限っては当てはまらないと思います。但し、未熟さやミスというものは当然ありますので審査はしっかり行ってもらわなければいけないと思います。

副支部長 江口 真樹

超高強度軽量コンクリート製OAフロア  
**ネットワークフロア -Eco 29/40-**  
エコマーク認定番号 第03123060号

共同カイテック株式会社  
http://www.ky-tec.co.jp  
(中部FS営業所) 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-24-8 TEL(052)581-0204

シロアリ予防と高級なベランダ防水（水性塗膜）

木を愛し、住まいを守る **aiKi** 株式会社 アイキ  
(旧社名 株式会社 中部しろあおりセンター)  
本社 名古屋市天白区八事天道913番地 Tel.052-834-1010(代)  
代表取締役 田中 研一

建築開発資格の最高者  
**建築士**  
ライフル・マンツーマン指導  
人気の国家資格にチャレンジ  
**宅建**  
【理解】に重点を置いた指導  
— 建築士・宅建受験の名門 —  
名古屋校 TEL:052-202-1751 岡崎校 TEL:0564-57-8161  
小牧校 TEL:0568-42-1211 豊橋校 TEL:0532-57-0311  
総合資格学院 http://www.shikaku.co.jp

住宅都市局機 電子データ作成致します。  
納品用  
設計図・工事完成図イメージデータ作成(TIFF)  
提出用CD-RW・CD-R作成  
イメージデータ一覧表作成  
お問い合わせ先 TEL:052-732-2227 FAX:052-733-3178  
URL http://www.well-on.co.jp e-mail honbu@well-on.co.jp

データ出力はウェルオントマントで  
上質・軽便・和紙などのデータ出力は  
ウェルオントマントがお得意です!!  
1ファイル200MBまでのデータ送信可能  
納期の短縮  
Web割引  
メールにはないセキュリティ  
登録無料